

2002年11月吉日

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
米州チーム

北米 24 時間ルールについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

海事安全保障上の一環として、北米向け貨物に於いて2002年12月より船積み24時間前までに積荷目録情報(マニフェスト)情報の提出を課される「24時間ルール」が発効となりますので下記にてご案内致します。

敬具

記

1. 概要

米国向け海上貨物に関するセキュリティ規制の一環として、税関国境保護局(CBP)によって実施されます。

船会社は電子データによるAMS(=Automated Manifest System<米国税関の自動通関システム>)を通じて米国税関に対してマニフェストを行うよう義務付けられております。

2.対象貨物

- 1).米国揚げ貨物(米国領プエルトリコ含む)
- 2).米国揚げ後、他国へ輸送される貨物
- 3).米国通貨貨物(カナダ、中南米向けが該当)

3.AMS 提出期限

船積み24時間前まで。尚、提出情報内容に不備がある場合、米国税関より積み止めを指示される可能性が御座います。

4.B/L INSTRUCTION 記載項目について

- 1).Shipper(名称、住所、郵便番号)
- 2).Consignee (名称、住所、郵便番号)
※1. Consignee が TO ORDER の場合、1st Notify Party に米国の住所を持つ会社・個人名の記載が必要
※2. TO ORDER OF *** の場合、*** の住所が必要
- 3).Notify party (名称、住所、郵便番号)
- 4).品目名
- 5).貨物個数、荷姿、及び貨物総重量(キログラム単位)※1
- 6).HS CODE
- 7).危険品明細(UN NO,CLASS,EMERGENCY CONTACT)
- 8).コンテナ番号及びシール番号

※1. SKID、BUNDLE、PALLET という貨物の梱包形態は、米国税関では認められておりませんので、この点にご留意頂き、必ず内個数及びその梱包形態の記載をお願い致します。

以上